

平成31年度(令和元年度)国民健康保険税の計算方法

国保税(年間)の計算のしかた

国保税は、前年の所得を世帯ごとに計算して世帯主に対して課税をすることになります。税額は、所得割・均等割・平等割の合計により決定します。※転入者の方は前住所地に所得金額を問合せます。そのため所得金額がわかってから国保税が変更されることがあります。変更が発生した場合は翌月以降に賦課更正決定通知書を送付します。

区分	基礎課税分(医療分)	後期医療支援分	介護分(40~64歳の方)
所得割	基準総所得*×6.1%	基準総所得*×2.4%	基準総所得*×1.9%
均等割	1人当たり 20,000円	1人当たり 9,000円	1人当たり 14,000円
平等割	1世帯当たり 21,000円	1世帯当たり 9,000円	なし
限度額	580,000円	190,000円	160,000円

年度の途中で40歳になるとき

40歳になる月(誕生日が1日の方はその前月)から介護分が課税されます。

年度の途中で65歳になるとき

65歳になる前月(誕生日が1日の方はその前々月)までの介護分が課税されます。

※今年度より介護分平等割がなくなりました。

日の方はその前々月)までの

介護分が課税されます。

※基準総所得…前年の所得の合計から基礎控除(330,000円)を差し引いた金額

税の計算をしてみましょう

下記の項目に数値を入れていけば、ご自身の保険税額の計算ができます。

	基礎課税分(医療分)	後期支援分	介護分(40~64歳の方)
所得割 世帯の所得に 応じて計算	加入者全員の 基準総所得 ×6.1%=	加入者全員の 基準総所得 ×2.4%=	加入者全員の 基準総所得 ×1.9%=
+			
均等割 世帯の加入者数に 応じて計算	加入者の人数 ×20,000円	加入者の人数 ×9,000円	加入者の人数 ×14,000円
+			
平等割 国保世帯に平等 に係る金額	一世帯につき 21,000円	一世帯につき 9,000円	
<p>あなたの世帯の 保険税額</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">円</div> + <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">円</div> + <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">円</div> = <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">円</div> </div>			

昨年度より、資産割は廃止されています。今年度より、介護分の平等割も廃止され、所得割が1.9%、均等割が14,000円となります。